

奈良市母子保健活動計画

令和7年2月
奈良市

目次

1. 計画の趣旨	2
2. 計画の期間	3
3. 母子保健及び育児を取り巻く状況と課題	
1) 母子保健及び育児を取り巻く状況	4
(1) 人口と年齢構成の推移	4
(2) 出生と周産期の状況	5
(3) 乳幼児健康診査及の状況	10
(4) 児童虐待の状況	11
2) 奈良市母子保健計画最終評価と現状から把握した課題	13
4. ライフステージにおける課題と解決にむけての取り組みと指標	
【周産期の課題と取り組み】	15
【乳幼児期・思春期の課題と取り組み】	16
資料1 奈良市母子保健計画（平成27年度～令和6年度）評価指標	17
資料2 奈良市母子保健活動計画の評価指標	19
資料3 奈良市母子保健活動計画【課題と取り組み】	21

1. 計画の趣旨

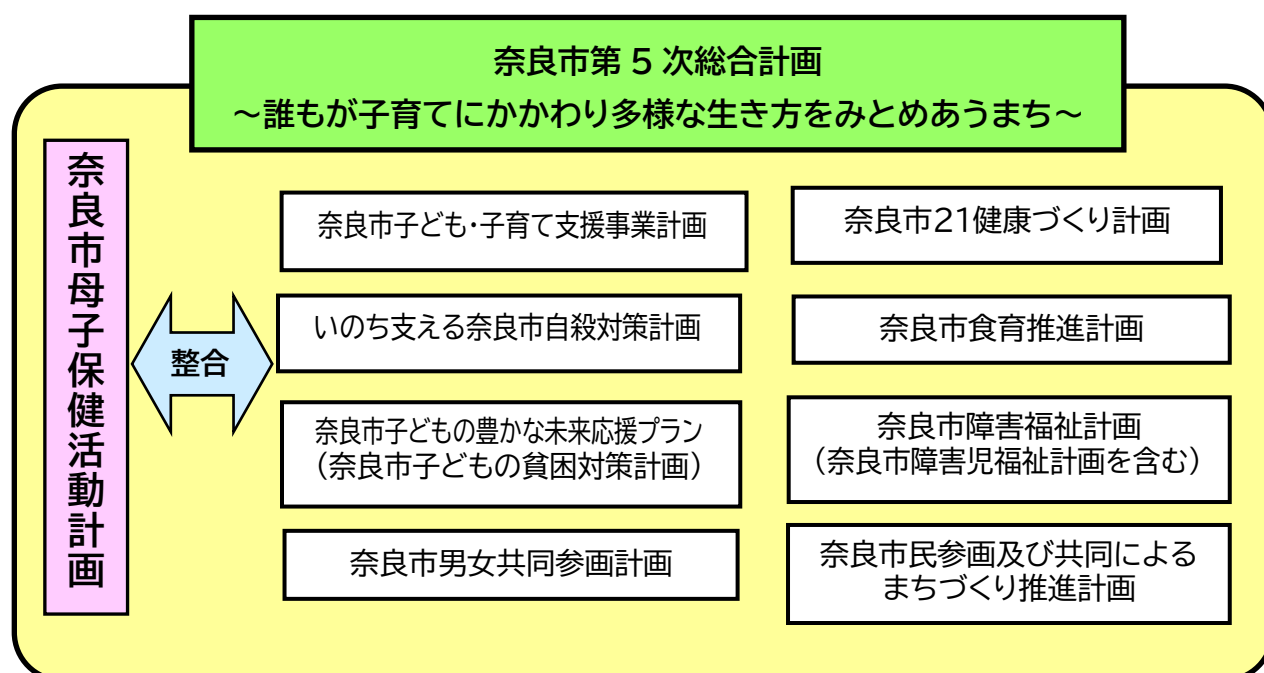
妊娠・出産・育児を取り巻く環境の変化は目まぐるしく、少子高齢化、育児不安や保育ニーズの増大や多様化、さらに、乳幼児・児童への虐待も問題となっています。このような状況をうけ、平成13年からは、次世代を健やかに産み育てることを目指し、21世紀の母子保健に関する国民運動計画「健やか親子21」が推進されてきました。

本市では、すべての子どもが健やかに育つ社会を目指した「健やか親子21」の理念をふまえた「奈良市21健康づくり」を平成16年に策定し、平成26年度には「健やか親子21」の見直しに合わせる形で、「奈良市母子保健計画」を策定し、推進してまいりました。

この間、平成30（2018）年12月に「成育過程にある者及びその保護者ならびに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（以下、「成育基本法」）が成立し、令和3年2月に「成育医療等基本方針」が策定されました。この「成育医療等基本方針」は、令和5年3月に変更され、同時に「健やか親子21」は成育医療等基本方針に基づく国民運動に位置づけられています。

また、令和5年度には、こども家庭庁が発足し、母子保健もこども家庭庁の所管となり、全ての子どもがひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的とする「こども基本法」が施行されました。令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」においては、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでに、少子化対策に不退転の決意で取り組むこととされました。さらに、令和6年4月の母子保健法と児童福祉法等の一部改正する法律の施行により、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとなり、このような背景の中、母子保健施策は今後ますます充実させていくことが求められています。

本市としては、「奈良市母子保健計画」を見直し、「成育医療等基本方針」をふまえた「奈良市母子保健活動計画」を策定し、新たに令和7年度からの5カ年計画として、取り組みを進めてまいります。なお、本計画は、奈良市第5次総合計画を上位計画とした母子保健分野の個別計画として位置づけ、奈良市子ども子育て支援事業計画、奈良市21健康づくり計画等関連計画との整合性、連携を図り推進してまいります。



2. 計画の期間

本計画の推進期間は令和7年度より5年間を予定です。令和9年度に目標の達成状況や実施状況を評価し、必要に応じて見直しを図りながら推進していきます。

年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
国	成育医療等基本方針をふまえた計画策定指針策定	健やか親子21を成育医療等基本方針に基づく国民運動に位置づけ		中間評価			最終評価・次期基本方針策定	
奈良市			前計画最終評価 本計画策定	本計画開始		中間評価		最終評価

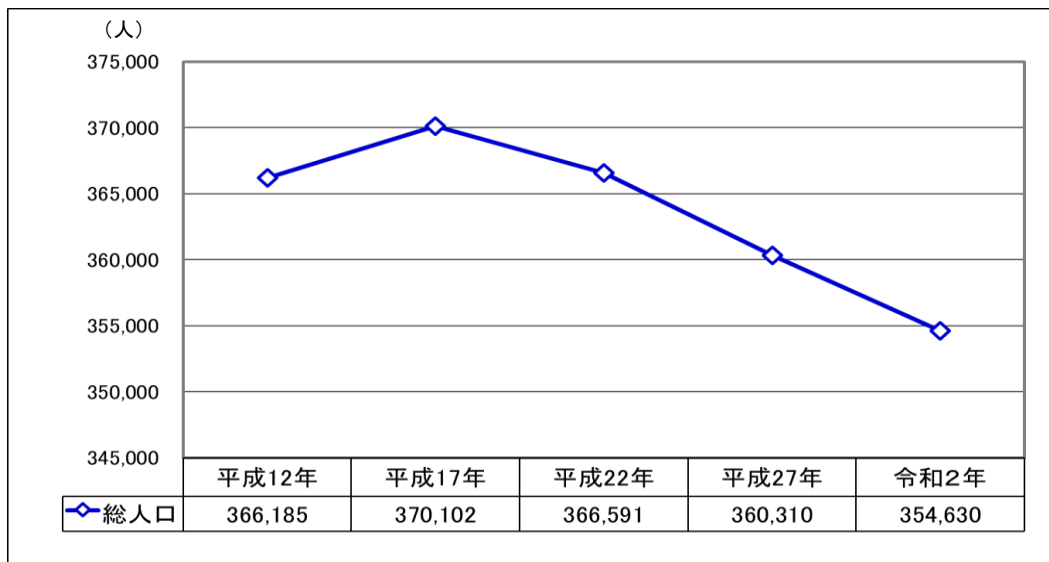
3. 母子保健及び育児を取り巻く状況と課題

1) 母子保健及び育児を取り巻く状況

(1) 人口と年齢構成の推移

奈良市の人口は、増加を続けてきましたが、平成12年をピークに減少に転じました。平成17年4月の市町村合併により増加しますが、その後減少が続いています。

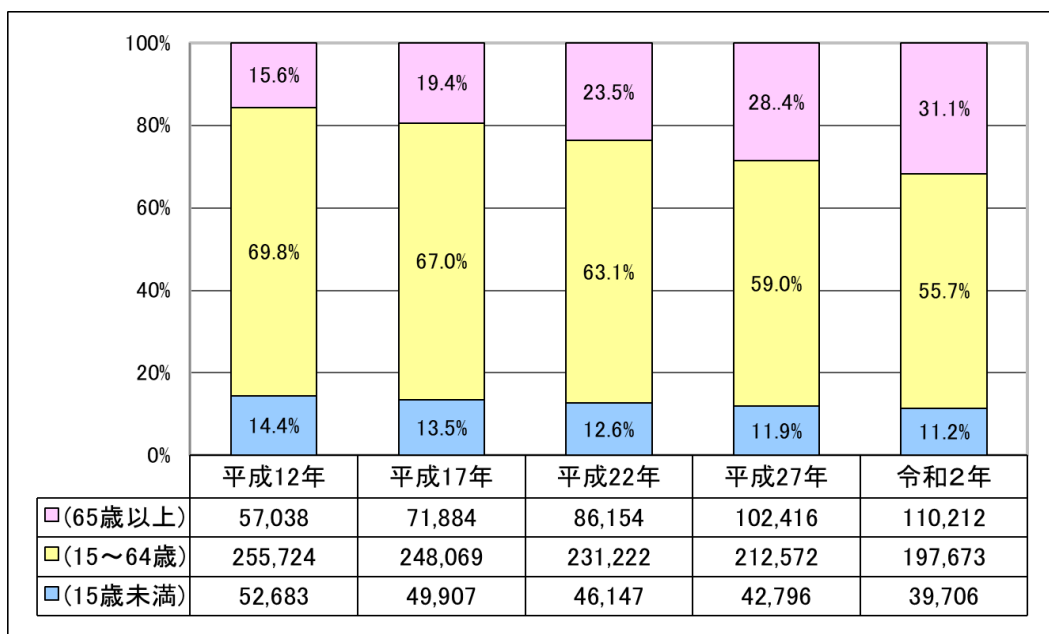
奈良市の人口の推移



資料：国勢調査

年齢3区分別人口割合の推移をみると、全国的に少子高齢化が進む中、奈良市においても年少人口（0～14歳）は年々減少し、老年人口（65歳以上）は増加しています。

奈良市の年齢3区分別人口割合の推移

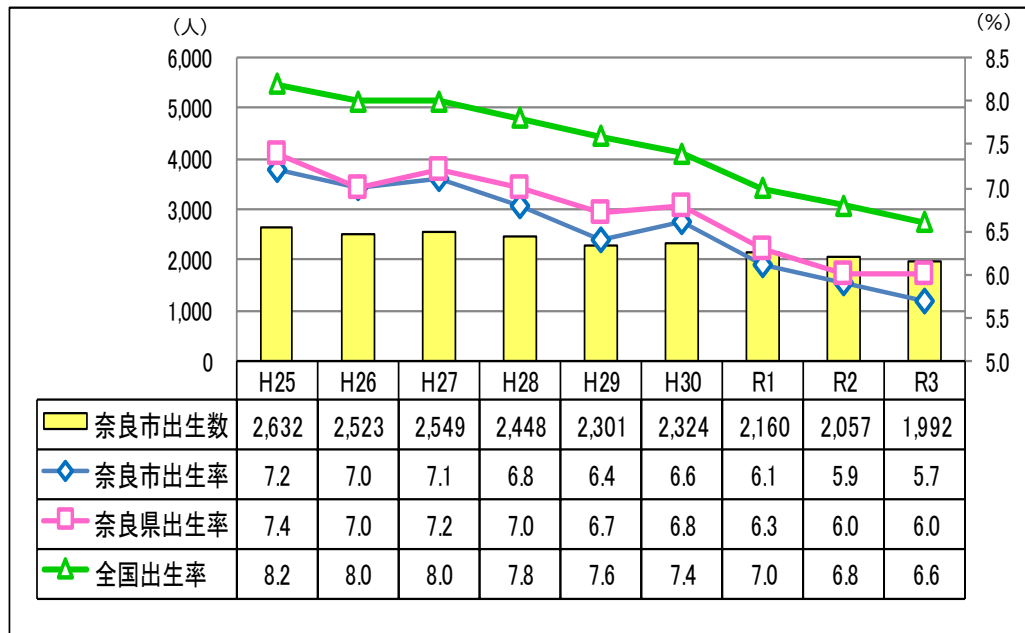


資料：奈良市の健康医療

(2) 出生と周産期の状況

出生数はゆるやかに減少しています。出生率も全国・県と比較しても低い状況です。

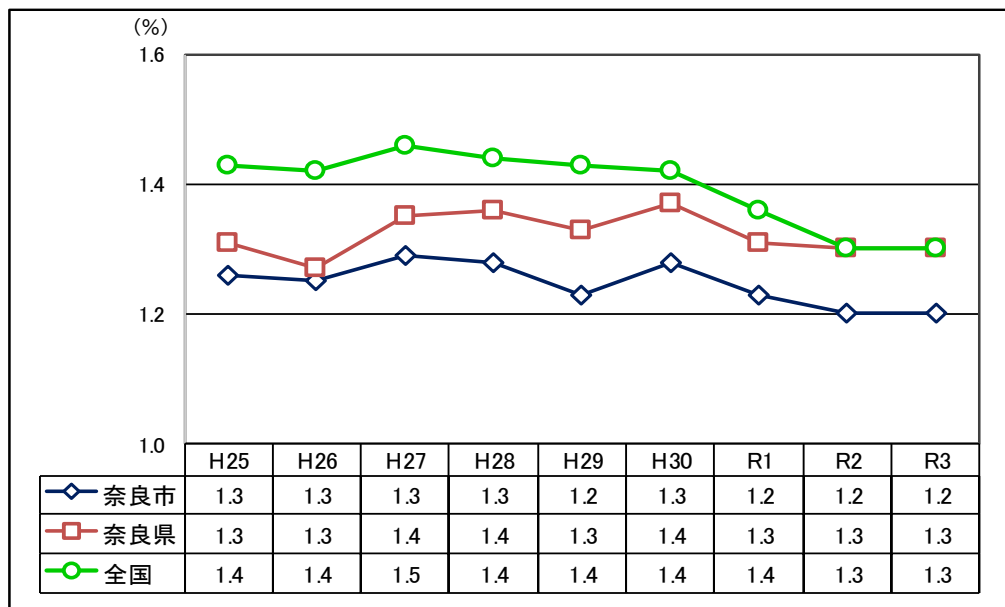
出生数と出生率の推移(人口千対)



資料: 奈良市の健康医療

合計特殊出生率は、全国・奈良県と比べて低いものの、横ばい状態で推移しています。

合計特殊出生率の推移

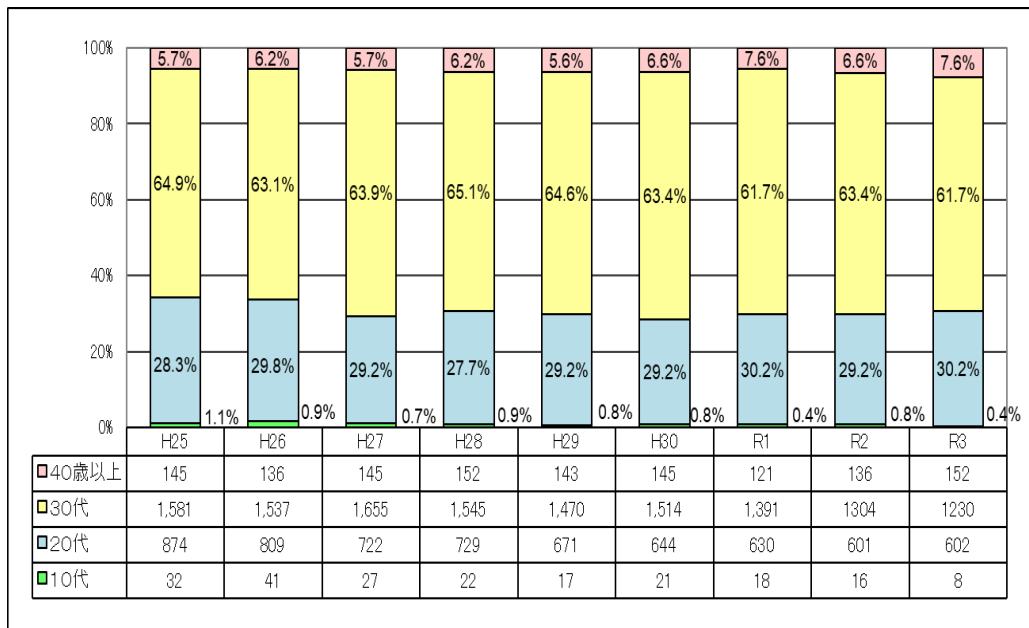


資料: 奈良市の健康医療

合計特殊出生率とは、15歳から49歳の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとした時の子どもの数に相当します。

年齢別の出産数の推移をみると10～30代の出産割合は減少し、40代以上の出産割合が微増で推移しています。

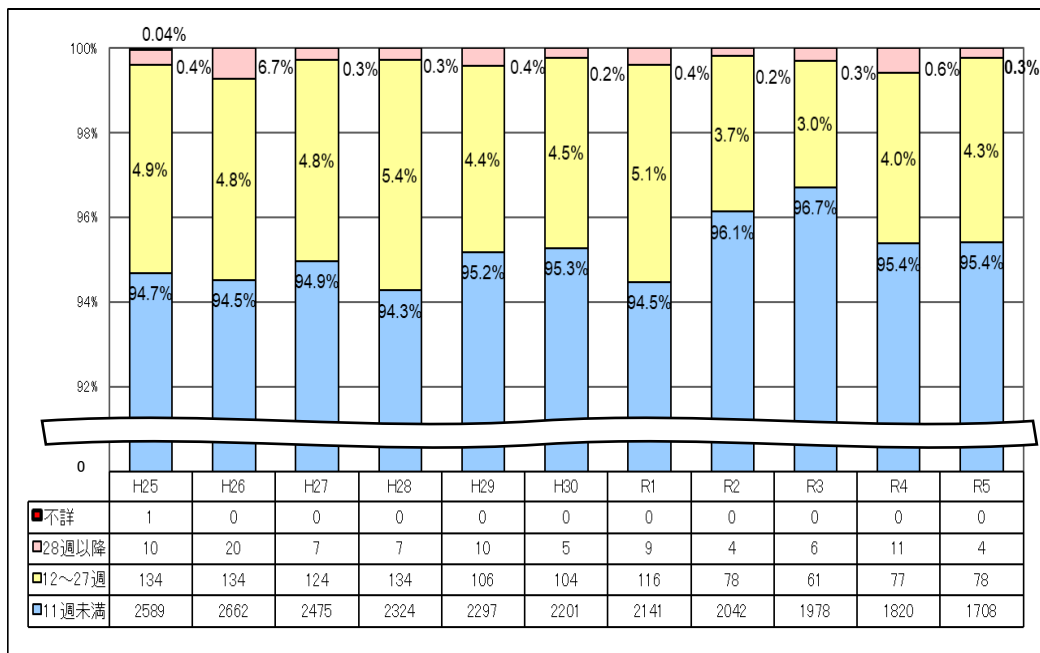
年齢別出産数の推移



資料：奈良市母子保健課

妊娠届出週数の推移をみると、11週未満の妊娠届出が望ましいですが、12週以降の妊娠届出が約4～5%ある状況です。

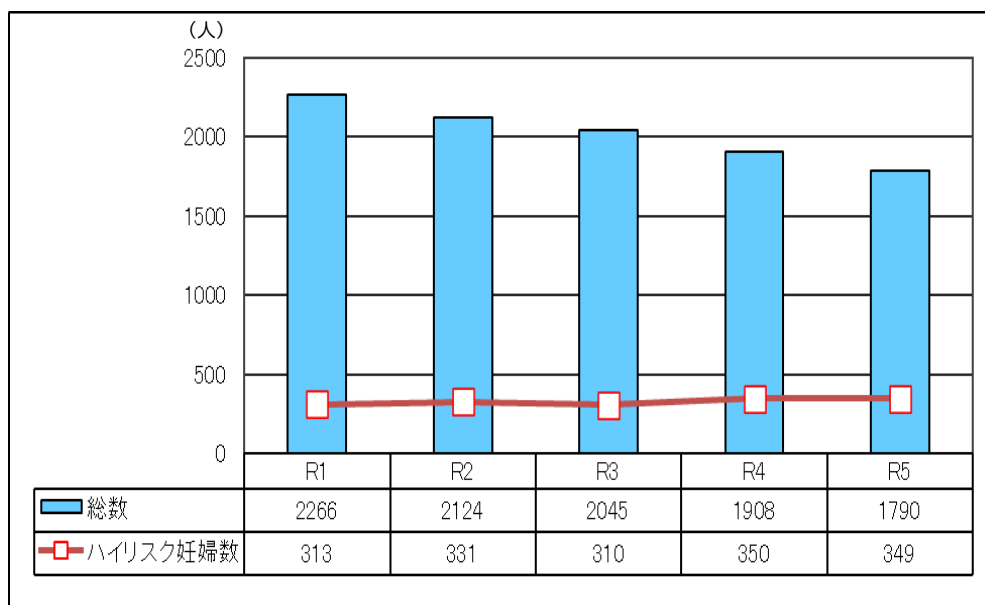
妊娠届出週数の推移



資料：奈良市母子保健課

妊娠届出数は減少傾向ですがハイリスク妊婦数は微増しており、支援が必要な妊婦の割合が増えている状況です。

妊娠届出数とハイリスク妊婦数の推移

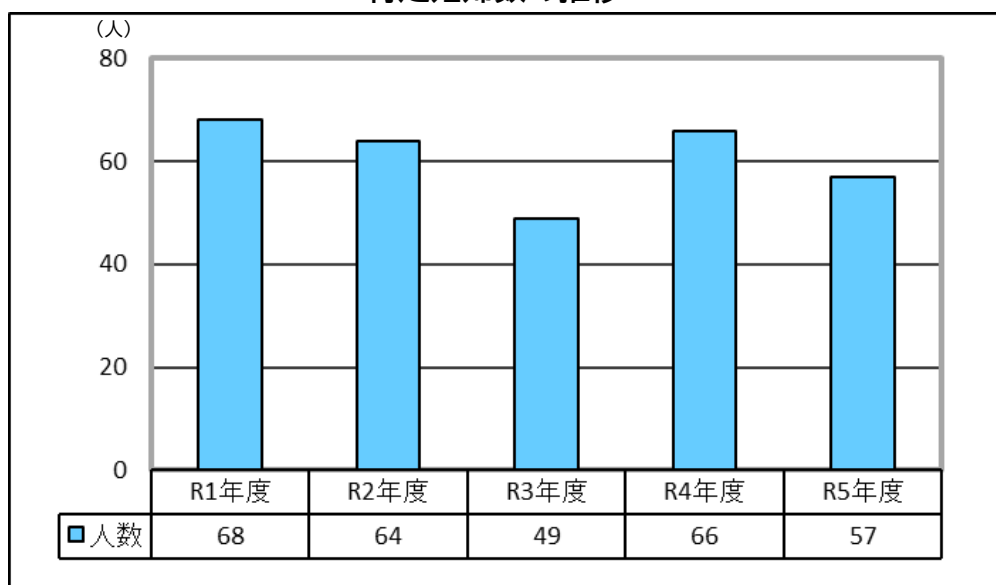


資料: 奈良市母子保健課

ハイリスク妊婦: 奈良市では妊娠届出時に身体的、精神的、社会的な側面から養育面をスクリーニングし、支援が必要な方をハイリスク妊婦として支援しています

特定妊婦の数は年間50～70人で推移しています。

特定妊婦数の推移

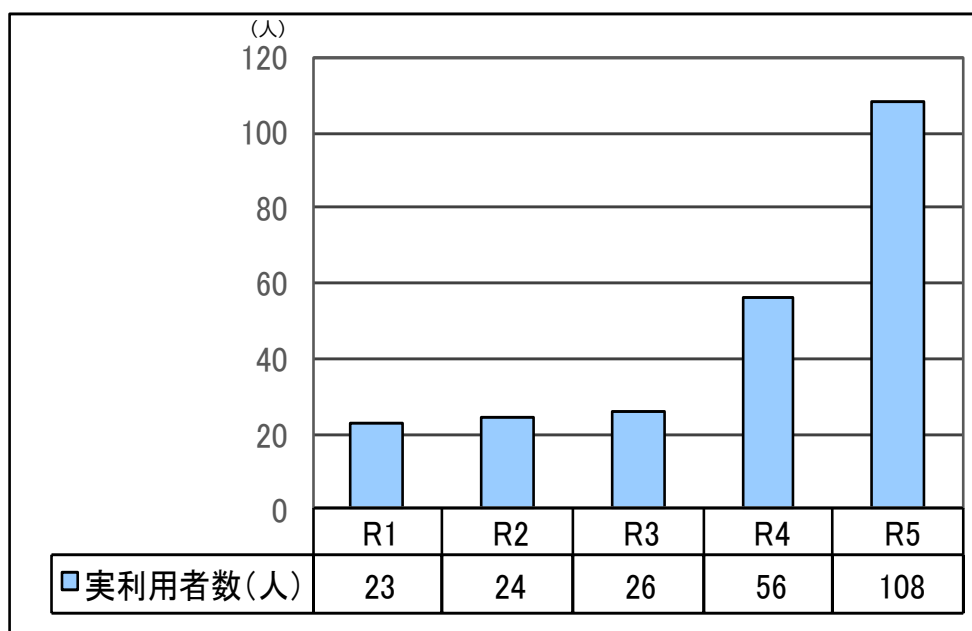


資料: 奈良市子ども支援課

特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいいます。(児童福祉法第6条・児童福祉法第25条2)
児童福祉法第6条の3第5項において、特定妊婦は、出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦とされており、平成21年4月の同法改正により、「要保護児童等」として、要保護児童、要支援児童とともに、要保護対策における支援対象とされました。

産後ケア事業の利用者は増加している状況です。

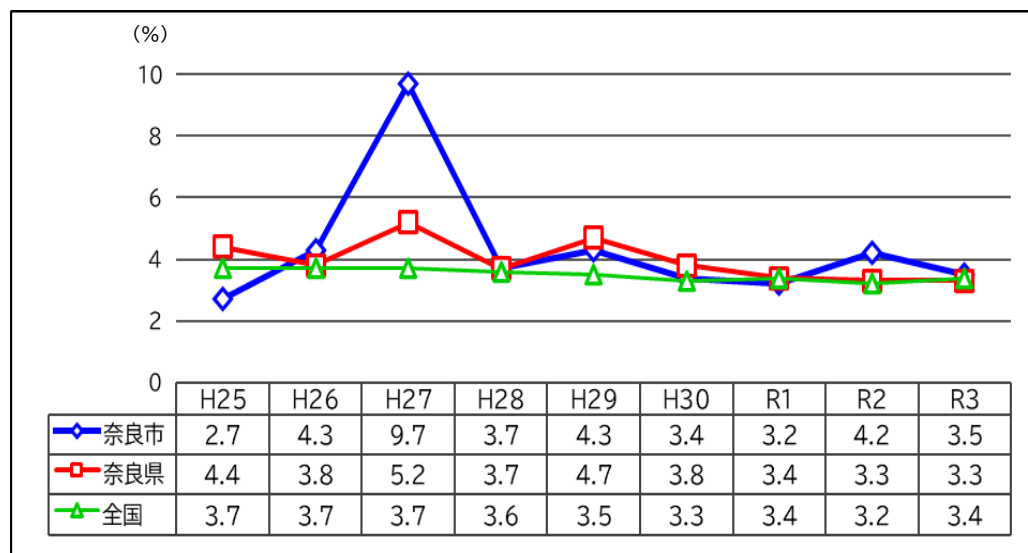
産後ケア事業利用者数の推移



資料: 奈良市母子保健課

周産期死亡率は、以前は高値だったこともありましたが、近年は全国、奈良県と同程度で横ばいで推移している状況です。

周産期死亡率の推移（出産千対）



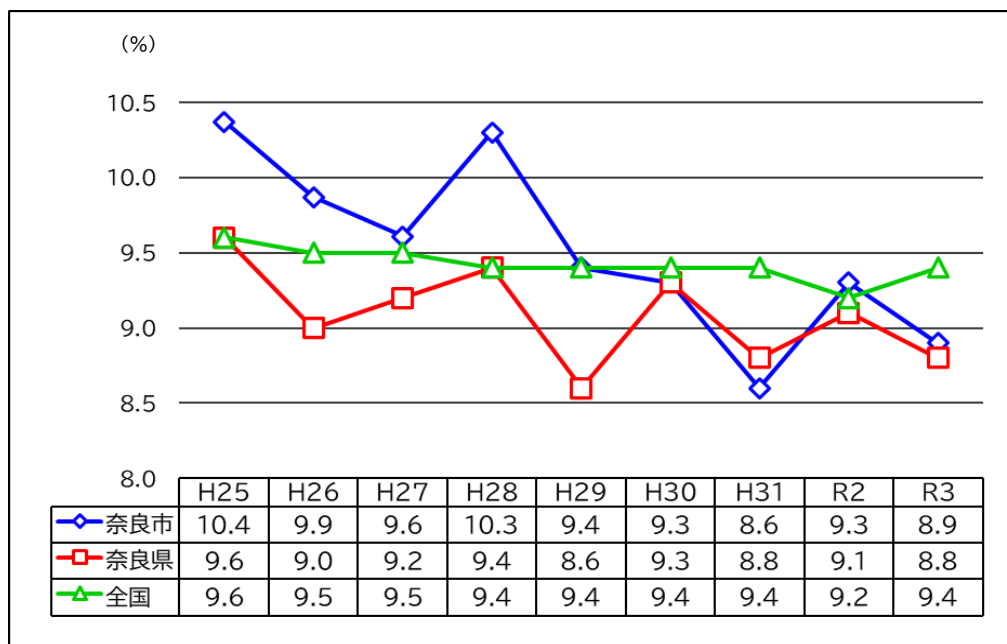
資料: 奈良市の健康医療

周産期死亡とは、妊娠満22週以降後の後期死産と出生後 1 週間未満の早期新生児死亡をあわせたものをいいます。

周産期死亡率は、周産期死亡数を出生数(妊娠満22週以降の死産後に出生数を加えたもの)で除しています。

全出生数中の低出生体重児は、年によるばらつきはありますが、全体的に減少傾向で推移しています。

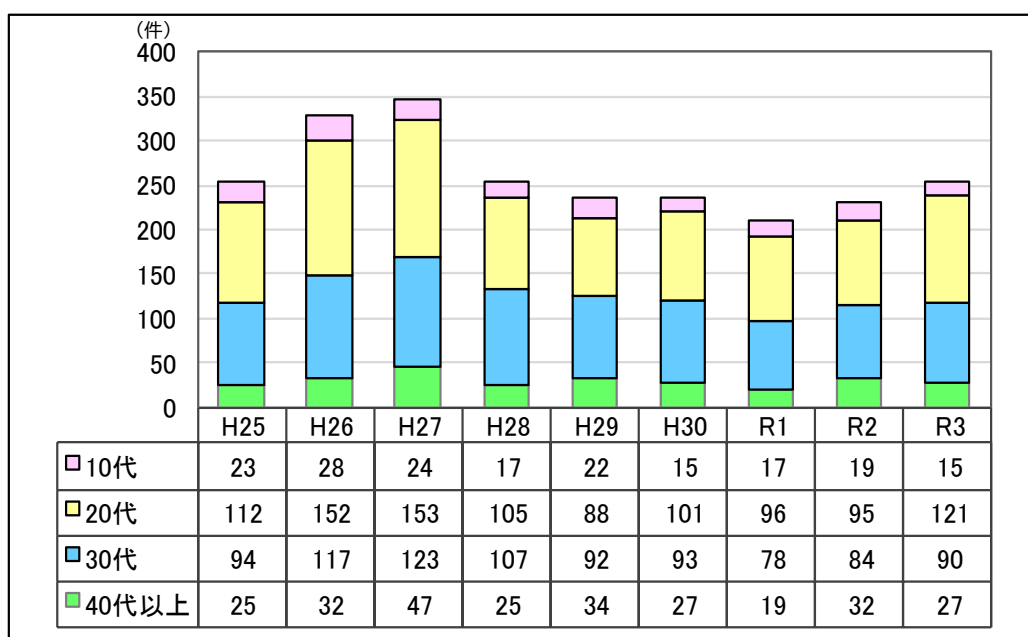
全出生数中の低出生体重児の割合



資料:奈良市の健康医療

人工妊娠中絶数は、増減を繰り返しています。

人工妊娠中絶数の推移

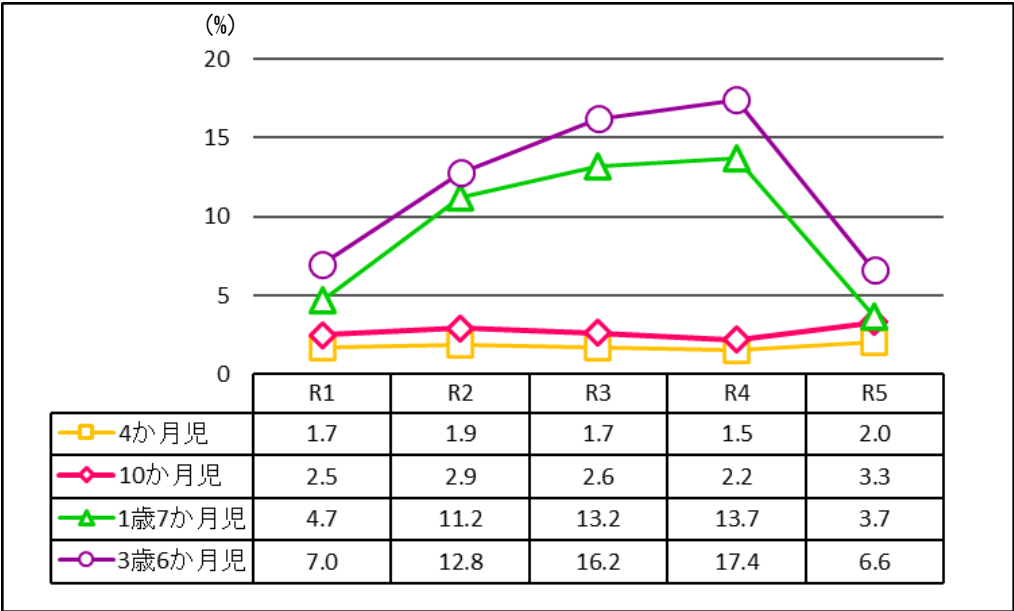


資料:奈良市の健康医療

(3)乳幼児健康診査の状況

乳幼児健康診査の未受診率は、年齢が上がるにつれて多くなる傾向があります。
*令和2～4年度はコロナ禍で集団健診から個別健診に切りかえて委託医療機関で実施し、内科・歯科の2か所での受診が必要でした。令和5年度より集団健診を再開しています。

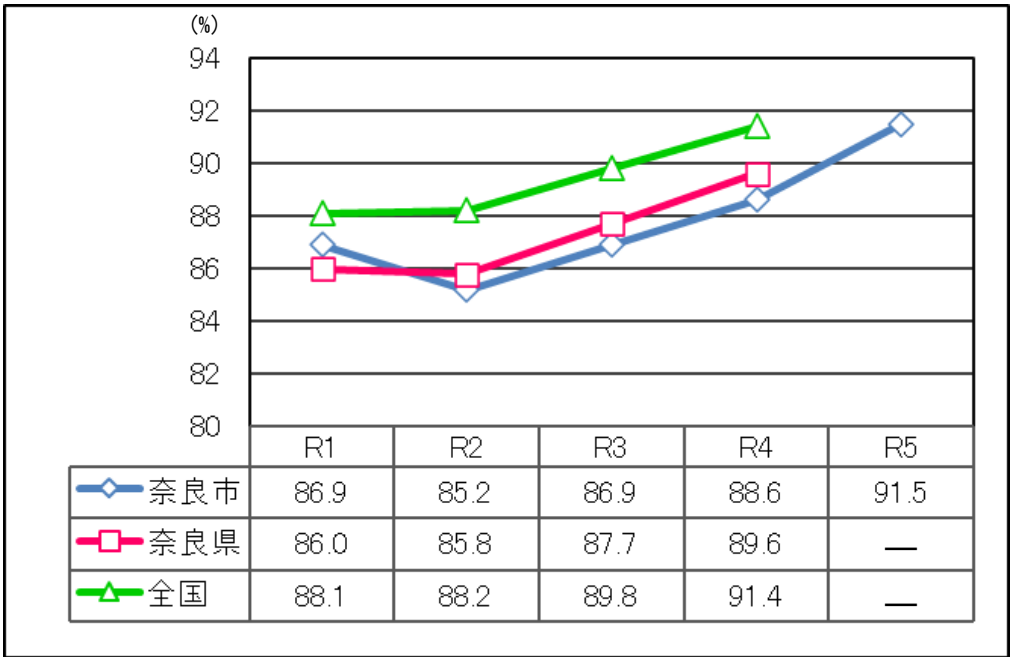
乳幼児健康診査未受診率の推移



資料:奈良市の健康医療

むし歯のない3歳児の割合は、5年間で徐々に増加しています。

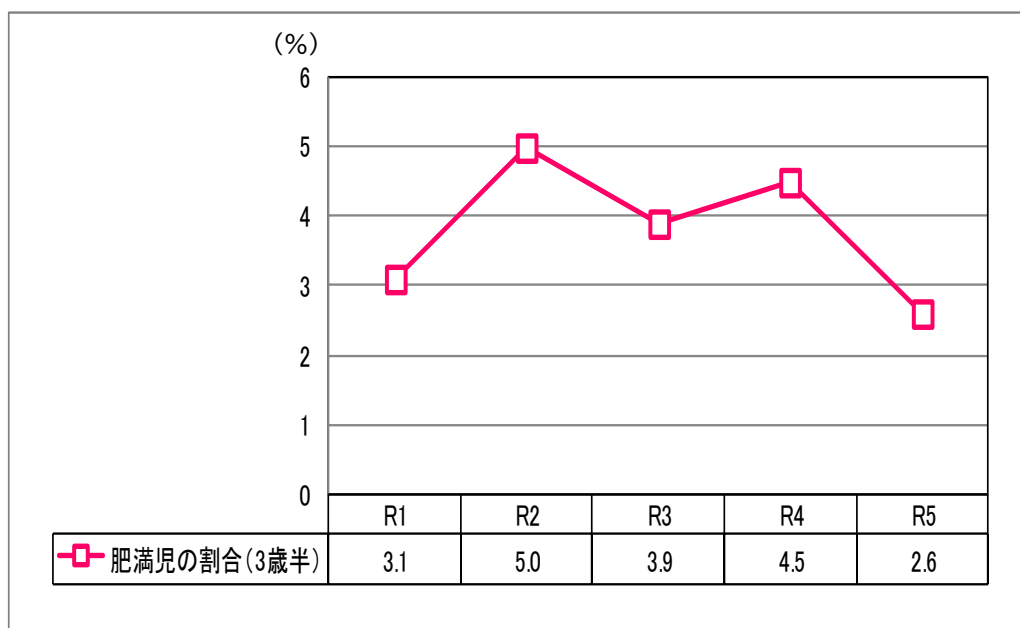
むし歯のない3歳児の割合の推移



資料:奈良市の健康医療

幼児の肥満（3歳児）は増減を繰り返し推移しています。

肥満度+15%以上の幼児(3歳児)の割合の推移

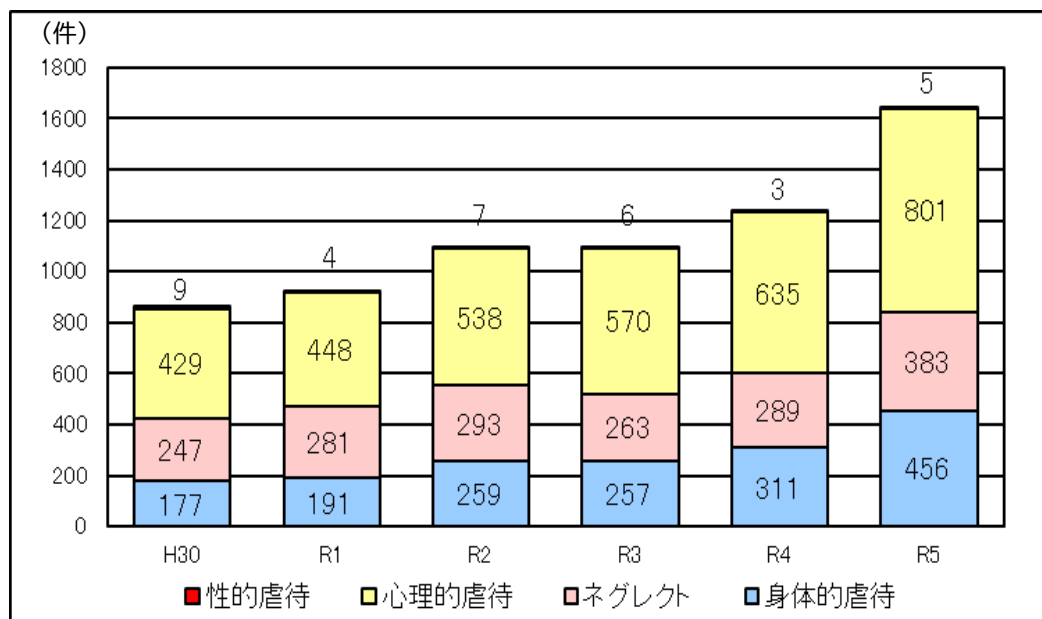


資料:奈良市母子保健課

(4)児童虐待の相談対応状況

児童虐待相談対応件数は年々増加しています。

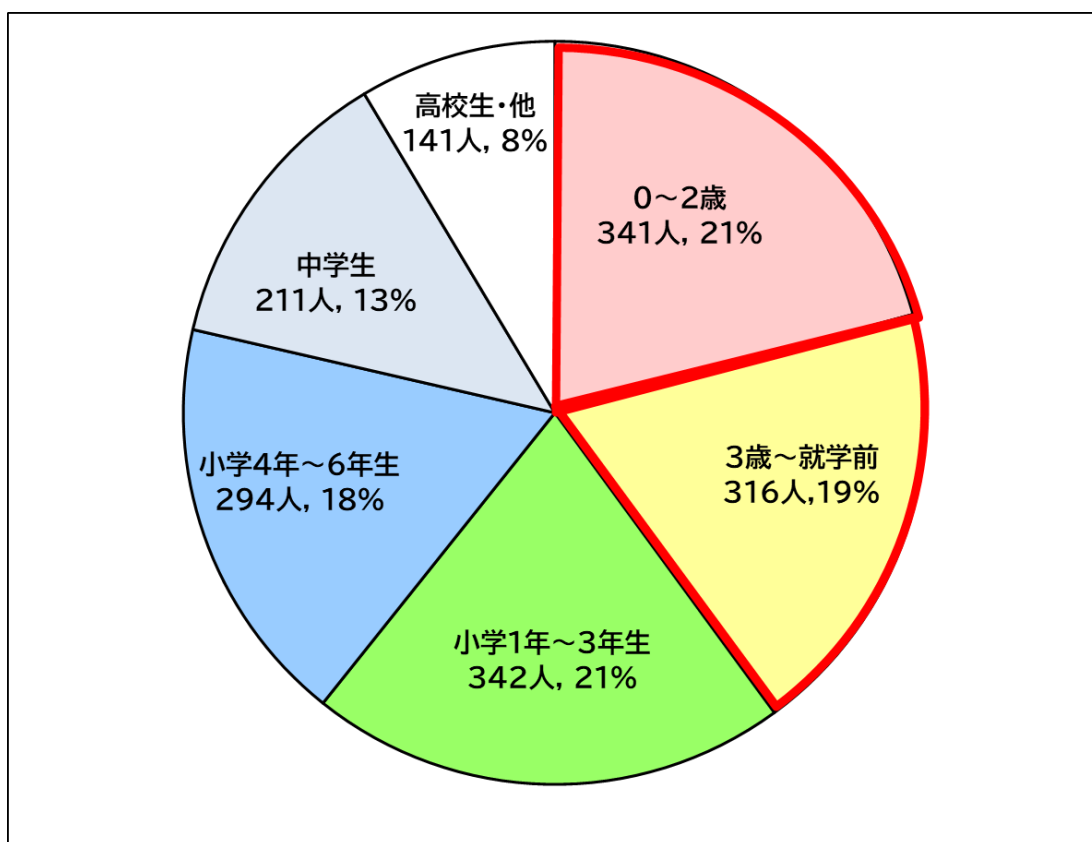
児童虐待相談対応件数(相談種別)の推移



資料:奈良市子ども支援課

児童虐待相談対応件数の年齢別では、0 歳から就学前までで、全体の 40%を占めています。

令和 5 年度 児童虐待相談対応件数(年齢別)



資料:奈良市子ども支援課

2)奈良市母子保健計画最終評価と現状から把握した課題

奈良市母子保健計画の最終評価では以下のとおり、目標設定した指標のうち、14指標が改善していました。(資料1参照)

目標に到達できていない6つの指標について、「妊娠中の喫煙」「妊娠中の飲酒」に関しては、妊娠中喫煙率は令和5年で1.9%、飲酒率は0.2%と減少傾向にはありますが、目標値の0%には至っていません。

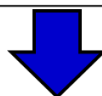
また、「18歳未満の妊娠届出数の割合」は減少傾向にはあるものの目標の0には至っていないこと、「妊娠28週以降の届出数」「妊婦健診未受診者の出生数」については、年によってばらつきがあり減少には至りませんでした。

「通告をあげたケースの重症度変化」については、重症度に影響を与える要因が、経済不安や保護者の体調・夫婦間問題など複数重なることが多く、短期間での改善には至りませんでした。

奈良市母子保健計画(平成27年度～令和6年度)最終評価

◆目標設定した指標のうち、14指標が改善

到達できていない指標
妊娠中の喫煙
妊娠中の飲酒
18歳未満の妊娠届出数の割合
妊娠28週以降の届出数
妊婦健診未受診者の出生数
通告をあげたケースの重症度変化



※児童生徒における肥満傾向児の割合はデータ収集が困難なため評価できず

- ▶ライフステージを問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図る。
- ▶妊娠中の妊婦やパートナーの喫煙、妊娠中の妊婦の飲酒の胎児や母体に与える影響について、正しい知識を得る機会の確保や啓発を行う。
- ▶妊娠の未届出・健診未受診が減少するように、経済的支援や相談支援、関係機関との連携を維持した切れ目ない支援を推進する。
- ▶虐待の早期発見・予防について、母子保健事業の充実と関係機関との連携強化を図る。

これらの評価と1)母子保健及び育児を取り巻く状況から、課題を「妊娠期の支援の充実」と「児童虐待の予防と早期発見」に整理しました。

◇妊娠期の支援の充実

妊娠届出総数は年々減少していますが、妊娠届出が11週以降や妊娠届出なく妊婦健診未受診のまま出産を迎える方が減少しない状況が続いています。若年妊娠等望まない妊娠を防ぐためにも、ライフステージを問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を行うことが必要です。また、妊娠の未届出や妊婦健診未受診を防ぎ、安心して妊娠・出産を迎えてもらえるよう妊娠後の経済的支援（妊婦健康診査公費負担制度等）や相談支援体制の充実も必要であると考えます。

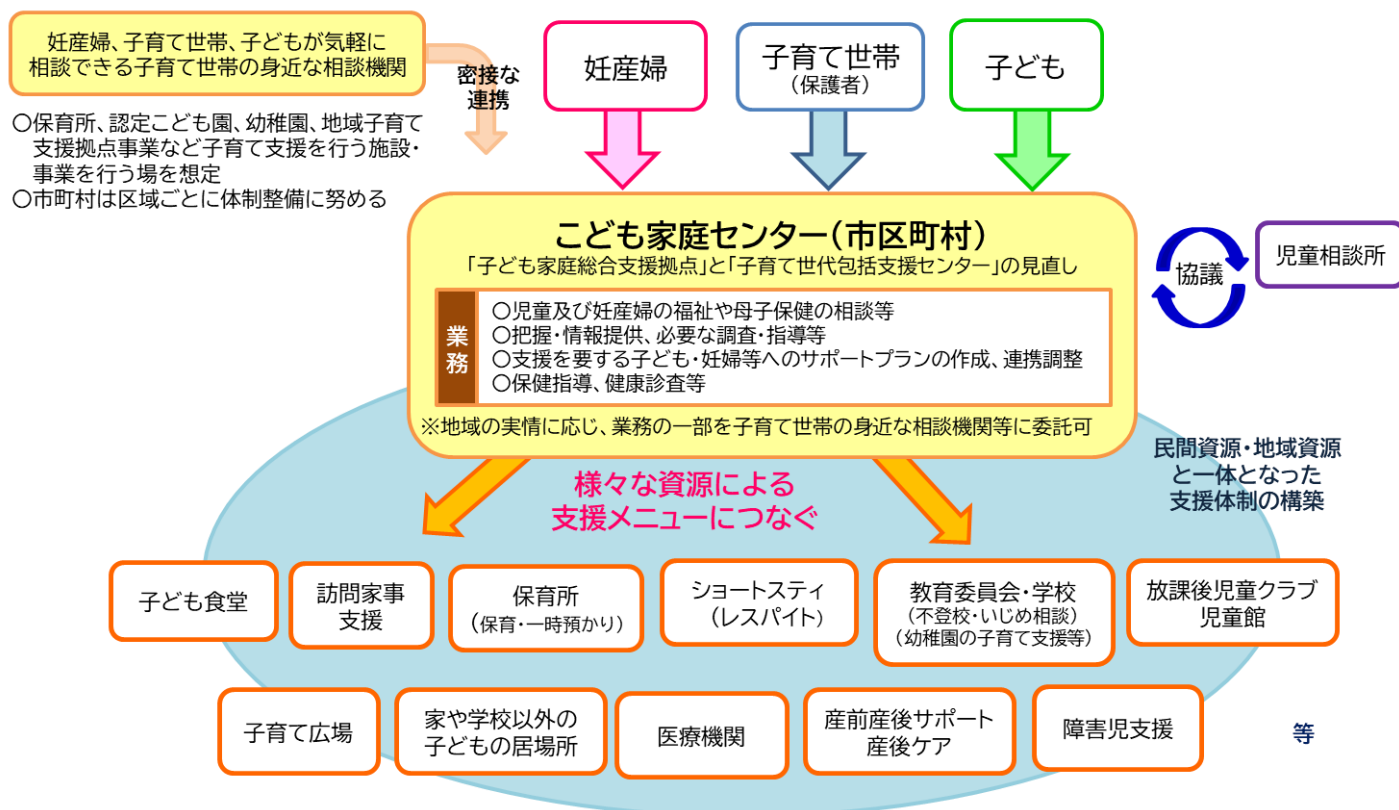
また、妊娠届出者への全数面接を継続し、妊娠中の妊婦やパートナーの喫煙、妊婦の飲酒による胎児への影響について、正しい知識を得る機会の確保や啓発に努めます。ハイリスク妊婦における要支援者を早期に把握し、関係機関と連携した支援を継続することも必要です。

◇児童虐待の予防と早期発見

妊娠届出をはじめ、乳幼児健康診査や家庭訪問、各種教室等の母子保健事業を通じて、育児不安や養育困難な家庭を早期に発見し、不適切な養育に陥らないよう支援を行うとともに、必要時には児童福祉等関係機関と連携した支援を今後も継続することが必要です。令和6年度に設置した奈良市こども家庭センターを核として、児童福祉と母子保健の一体的な支援を行うことが求められています。

相談支援機能の一体化(こども家庭センター)

- ・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの「連携」からより一歩前へ
- ・こども家庭センターとして、地域の関係主体とつながりながら、**サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメント**



4. ライフステージにおける課題と解決にむけての取り組みと指標

平成30（2018）年 12月に「成育基本法」が成立しました。成育基本法は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的としています。成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本理念のほか、国、地方公共団体、保護者、医療関係者などの責務を明らかにするとともに、成育医療等基本方針の策定、基本的施策となる事項などについて定めています。

本計画は奈良市母子保健計画の最終評価をふまえ、成育医療等基本方針に基づく市町村における母子保健活動計画として、強化すべきライフステージを「周産期」「乳幼児期・思春期」に設定するとともに、ライフステージごとの課題に対する目標値（資料2）と目標達成のための取り組み（母子保健事業資料3）を設定し、推進していきます。

【周産期の課題と取り組み】

◇妊産婦の保健・医療体制

- ・悩みを抱える妊婦を早期に発見し、孤立の防止及び不安の緩和、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、ハイリスク妊婦に対する支援強化に向けた児童福祉部門等関係機関との連携強化を行います。（こども家庭センターを核とした一体的支援体制整備）
- ・早期の妊娠届出、妊婦健康診査受診を勧奨し、出産子育て応援給付金と連動した伴走型相談支援を継続します。
- ・産科医療機関との連携を強化します。（ケース検討会議、書面連絡、電話連絡など）

◇産後うつ

- ・産後のメンタルヘルス対策として、産婦健診と連動した医師、助産師、保健師等、多職種や多機関が連携した支援体制の整備を行います。
- ・専門職による教室や面談にて、妊婦と父親（パートナー）へ産後のメンタルヘルスについての情報提供（予防教育含む）を継続します。

◇低出生体重児

- ・低出生体重児の要因の軽減に向けて、妊娠中の適切な体重管理、禁煙や禁酒についての保健指導や妊婦及び胎児への影響についての普及啓発を継続します。

◇妊産婦の口腔

- ・妊婦自身の口腔状態を知り、自身に応じた歯の手入れ方法や知識の普及、情報の提供を継続します。
- ・かかりつけ歯科医を持つ（つくる）ことを勧奨します。
- ・歯周病、むし歯予防のための知識普及・啓発を継続します。

◇死産・流産

- ・関係機関と連携し、死産・流産情報を把握するとともに、支援が必要な方の把握と支援につなげられるよう体制を整えます。

【乳幼児期・思春期の課題と取り組み】

◇小児の保健・医療体制

- ・関係団体（市医師会・市歯科医師会・療育機関・福祉機関）との調整・連携を継続します。
- ・かかりつけ医（医師・歯科医師）を持つ（つくる）ことの勧奨・啓発をします。
- ・乳幼児健康診査での疾病・発達の早期発見・早期支援ができるよう、体制を整えていきます。

◇乳幼児の口腔

- ・かかりつけ歯科医を持つ（つくる）ことの勧奨を継続します。
- ・むし歯予防のフッ化物塗布の有効性の普及・啓発をします。

◇こどもの生活習慣

- ・哺乳、離乳食、普通食へと成長とともに変化する食形態に合わせた口腔機能向上について、歯科領域と合わせて、『離乳食支援』を中心とした生活習慣の確立のための、知識普及と情報提供を継続します。
- ・将来（思春期・学童期）を見据えた生活習慣の確立のため知識普及と情報提供を継続します。

◇プレコンセプションケア

- ・生涯を通じた健康づくりのスタートとなる時期に男女ともに正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進のための啓発を行います。
- ・こころとからだに関する相談窓口の周知を行います。
- ・学童期、思春期の児童に関わる関係機関との連携を継続します。

◇児童虐待

- ・乳幼児健康診査をはじめとする各保健事業で育てにくさや不適切な養育について早期 発見に努めるとともに、必要時児童福祉部門と連携したこども家庭センターの機能を生かした一体的支援を実施します。
- ・乳幼児健康診査未受診者の全数把握を今後も継続して行います。

◇ソーシャルキャピタル

- ・身近なところでの乳幼児の子育て世帯の相談を継続します。
- ・地域子育て支援拠点等との連携を継続します。

		R6年度までの達成目標											
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A 重点課題及び		R6年度までの達成目標									
		基盤課題A											

奈良市母子保健計画（平成27年度～令和6年度）評価指標

重点課題及び 基盤課題	R6年度までの 達成目標	指標名		ベースライン	中間評価時 平成30年度	最終評価 令和5年度	最終報告 (10年後)目標	最終評価 (A'-ライン比)	
重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	育てにくさを感じながらも関わり方を知り 楽しく育児ができる	健康水準の指標	①	ゆったりとした気分で子どもと 過ごせる時間がある母親の割合 (平成27年度)	4か月児 90.0% 10か月児 88.6% 1歳7か月児 82.9% 3歳6か月児 75.8%	4か月児 90.0% 10か月児 88.6% 1歳7か月児 82.9% 3歳6か月児 75.8%	4か月児 93.4% 10か月児 90.7% 1歳7か月児 88.0% 3歳6か月児 84.5%	増加	○
		環境整備の指標	②	慢性疾患児のレスパイト入院施設 の増加	2か所 (平成25年度)	3か所	5か所	維持	○
			③	医療対応の必要な児の受け入れ 可能な児童発達支援サービスの 増加	3か所 (平成25年度)	4か所	7か所	維持	○
重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策	困った時に相談するなどのイメージ の行動がとれる 妊娠中から子育てに	健康水準の指標	①	妊婦健診未受診者の出生数	2人 (平成25年度)	0人	2人	減少	△
			②	妊娠28週以降の妊娠届出数 (海外からの転入者除く)	4人 (平成25年度)	5人	4人	減少	△
		健康水準の指標	③	乳幼児健康診査の受診率 (基盤課題A再掲)	(未受診率) 4か月児 2.7% 10か月児 5.4% 1歳7か月児 7.2% 3歳6か月児 12.2% (平成25年度)	(未受診率) 4か月児 2.3% 10か月児 4.1% 1歳7か月児 4.4% 3歳6か月児 7.2%	(未受診率) 4か月児 2.0% 10か月児 3.3% 1歳7か月児 3.7% 3歳6か月児 6.6%	(未受診率) 4か月児 2.0% 10か月児 3.0% 1歳7か月児 4.0% 3歳6か月児 9.0%	○ 10か月児のみ△
			④	未受診者の把握率	100%	100%	100%	100%	○
			⑤	健康増進課(R1年度以降は母子 保健課)から通告をあげたケー スの重症度変化	—	現状維持	現状維持	軽減	△

【周産期】				
課題	指標名	新設・継続	現状値	中間評価(R9) (3年後・目標値)
			上段:国	
			下段:奈良市	
妊産婦の保健・医療体制	妊娠11週以内での妊娠の届出率	新設	94.8% (R3年度)	増加
			95.4% (令和5年度)	増加
	妊娠届け出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している	新設	—	—
			いる	現状維持
	支援が必要な里帰り出産をする方について、里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携する体制がある	新設	—	—
			ある	現状維持
産後うつ	産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	新設	9.7% (令和3年度)	減少
			—	減少
	産後ケア事業の実利用者率 ※参考 利用率=R5年度実利用者数108人／R5年度妊娠届出数1,790人	新設	利用率6.1% (令和3年度)	増加
			6.0% (令和5年度)	増加
	妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている	新設	—	—
			いる	現状維持
	精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある	新設	—	—
			ある	現状維持
体 低 重 出 児 生	妊婦の喫煙率	継続	1.9% (令和3年度)	0%
			1.9% (令和5年度)	減少
妊産婦の口腔	妊産婦の歯科健診・保健指導受診率 ※参考 4か月児健診問診票より	新設	歯科健診30.3% 保健指導20.3% (令和3年度)	増加
			歯科健診49.1% (令和5年度)	現状維持
	妊産婦の歯科健診を実施している	新設	—	—
			いる	現状維持
死産・流産・	死産・流産をされた方の情報を把握する体制がある	新設	—	—
			ある	現状維持

奈良市母子保健活動計画(R7年～)評価指標

【乳幼児期・思春期】				
課題	指標名	新設・継続	現状値	中間評価(R9) (3年後目標値)
			上段:国	
			下段:奈良市	
小児の保健・医療体制	かかりつけ医(医師・歯科医師など)を持っているこどもの割合	新設	医師:3.4か月児: 79.9% 3歳児: 89.6% 歯科医師:3歳児: 52.7% (R3年度)	医師:3.4か月児: 85.0% 3歳児: 95.0% 歯科医師:3歳児: 55.0%
			医師:3.4か月児: 83.5% 3歳児: 88.4% 歯科医師:3歳児: 51.3% (R5年度)	医師:3.4か月児: 85.0% 3歳児: 95.0% 歯科医師:3歳児: 55.0%
	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある	新設	—	—
			ある	現状維持
乳幼児の口腔	むし歯のない3歳児の割合	継続	89.3% (R3年度)	増加
			91.5% (R5年度)	増加
	かかりつけ医(医師・歯科医師など)を持っているこどもの割合(再掲)	新設	医師:3.4か月児: 79.9% 3歳児: 89.6% 歯科医師:3歳児: 52.7% (令和3年度)	医師:3.4か月児: 85.0% 3歳児: 95.0% 歯科医師:3歳児: 55.0%
			医師:3.4か月児: 83.5% 3歳児: 88.4% 歯科医師:3歳児: 51.3% (令和5年度)	医師:3.4か月児: 85.0% 3歳児: 95.0% 歯科医師:3歳児: 55.0%
	保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合	継続	—	—
			1歳7か月児: 96% 3歳6か月児: 98.1% (令和5年度)	現状維持
生活習慣の	肥満傾向にある3歳児の割合 (独自指標)	継続	—	—
			3歳6か月児: 3.9% (令和3年度)	減少
セブション	10代の人工妊娠中絶率 (参考指標)	継続	3.3 (令和3年)	減少
			—	—
児童虐待	乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある	新設	—	—
			ある 健診未受診者の把握率:100%	現状維持
	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	新設	4か月児: 94.7% 1歳6か月児: 85.1% 3歳6か月児: 70% (令和3年度)	4か月児: 95% 1歳6か月児: 85% 3歳6か月児: 70%
			4か月児: 96.2% 10か月児: 92.9% 1歳7か月児: 84.8% 3歳6か月児: 69.0% (令和5年度)	4か月児: 現状維持 10か月児: 現状維持 1歳6か月児: 85% 3歳6か月児: 70%
	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	新設	80.9% (令和3年度)	90%
			88.6% (参考)4か月児: 93.3% 10か月児: 89.9% 1歳7か月児: 84.0% 3歳6か月児: 87.3% (令和5年度)	90%
ソーシャルキャピタル	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	新設	95.3% (令和3年度)	現状維持
			96.5% (参考)4か月児: 96.4% 10か月児: 99.2% 1歳7か月児: 94.8% 3歳6か月児: 95.4% (令和5年度)	現状維持
	ゆったりした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	継続	4か月児: 89.3% 1歳6か月児: 81.0% 3歳児: 75.7% (令和3年度)	4か月児: 92% 1歳6か月児: 85% 3歳児: 75%
			4か月児: 93.4% 10か月児: 90.7% 1歳7か月児: 88.0% 3歳6か月児: 84.9% (令和5年度)	現状維持

◇奈良市母子保健活動計画【周産期の課題と取り組み】

資料3

目標：必要な保健行動を知り、実践することで妊娠中から子育てのイメージを持つことができる

課題	目標達成のための主要な取組	母子保健事業等
妊産婦の保健・医療体制	◇早期の妊娠届出、妊婦健康診査の受診を勧奨し、出産子育て応援給付金と連動した伴走型相談支援を継続します。 ◇悩みを抱える妊婦を早期に発見し、孤立の防止及び不安の緩和、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、ハイリスク妊婦に対する支援強化に向けた児童福祉部門等関係機関との連携強化を行います。 (こども家庭センターを核とした一体的支援体制整備)	▶不妊治療医療費助成 ▶妊娠届出関連のポスター啓発 ▶妊娠判定受診料公費負担制度 ▶妊娠届出、母子健康手帳の交付 ▶妊婦健康診査・産婦健康診査補助券の交付 ▶出産子育て応援給付金、妊娠8か月アンケート ▶パパママサロン ▶40歳からのママ育サロン ▶妊産婦訪問、妊産婦個別相談支援 ▶周産期会議(市内産科医療機関) ▶医療機関との連携会議 (市立奈良病院、奈良県総合医療センター) ▶課内ブロック検討、こども家庭センター合同会議
産後うつ	◇産後のメンタルヘルス対策として、産婦健診と連動した医師、助産師、保健師等、多職種や多機関が連携した支援体制の整備を行います。 ◇専門職による教室や面談にて、妊婦と父親へ産後のメンタルヘルスについて情報提供(予防教育含む)を継続します。	▶産婦健診 ▶産後ケア事業 ▶パパママサロン ▶周産期会議 (市内産科医療機関) ▶医療機関との連携会議 (市立奈良病院、奈良県総合医療センター)
体重低出生児	◇低出生体重児の要因の軽減に向けて、妊娠中の適切な体重管理、禁煙や禁酒についての保健指導や妊婦及び胎児への影響についての普及啓発を継続します。	▶妊娠届出時の個別禁煙指導及び禁煙リーフレット配布
妊産婦の口腔	◇妊婦自身の口腔の状態を知り、自身に応じた歯の手入れ方法や知識の普及、情報提供を継続します。 ◇かかりつけ歯科を持つ(つくる)ことを勧奨します。 ◇歯周病、むし歯予防のための知識普及・啓発を継続します。	▶妊婦歯科健診 ▶歯っぴいフェスティバル
死産・流産	◇死産・流産情報を関係機関と連携し把握するとともに、支援が必要な方の把握と支援につなげられるよう体制を整えます。	▶相談先の啓発・案内 ▶関係機関との情報共有・連携

◇奈良市母子保健活動計画【乳幼児期・思春期の課題と取り組み】

目標：困った時には相談することができ、孤立することなく必要な保健行動を知り、実践することができる

課題	目標達成のための主要な取組	母子保健事業等
小児の保健・医療体制	◇関係団体(市医師会・市歯科医師会・療育機関・福祉機関)との調整・連携を継続します。 ◇かかりつけ医(医師・歯科医師)を持つ(つくる)ことの勧奨啓発を行います。 ◇乳幼児健康診査での疾病・発達の早期発見・早期支援ができる体制を整備します。	▶4か月児健康診査 ▶10か月児健康診査 ▶1歳7か月児健康診査 ▶3歳6か月児健康診査(SVS検査を含む) ▶新生児聴覚検査 ▶医療機関との連携会議 (市立奈良病院、奈良県総合医療センター、東大寺福祉療育病院) ▶発達相談、子どもセンター発達支援係との連携
乳幼児の口腔	◇かかりつけ歯科医を持つ(つくる)ことの勧奨を継続します。 ◇むし歯予防のフッ化物塗布の有効性の普及・啓発をします。	▶1歳7か月児健康診査 ▶3歳6か月児健康診査 ▶1歳0か月むし歯予防教室(歯ぴか教室) ▶フッ化物塗布 ▶歯っぴいフェスティバル
こどもの生活習慣	◇哺乳、離乳食、普通食へと成長とともに変化する食形態に合わせた咀嚼と嚥下機能の発育のための口腔機能向上について、歯科領域と合わせて、『離乳食支援』を中心とした生活習慣の確立のための知識普及と情報提供を継続します。 ◇将来(思春期・学童期)を見据えた生活習慣の確立のため知識普及と情報提供を行います。	▶離乳食教室(ぱくぱく教室) ▶1歳7か月児健康診査時集団指導 ▶幼児健康診査時のこそあどがつく配布 ▶個別栄養相談 ▶地域母子保健講座(のびのび講座)
セプレコン	◇生涯を通じた健康づくりのスタートとなる時期に男女ともに正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進のための啓発を行います。 ◇こころとからだに関する相談窓口の周知を行います。 ◇学童期、思春期の児童に関わる関係機関との連携を行います。	▶関係部署との連携 ▶思春期相談カードの配布、思春期相談 ▶プレコンセプションケアに関する情報・相談発信
児童虐待	◇乳幼児健康診査をはじめとする各保健事業で育てにくさや不適切な養育について早期発見に努めるとともに、必要時児童福祉部門と連携した子ども家庭センターの機能を生かした一体的支援を実施します。 ◇乳幼児健康診査未受診者の全数把握を今後も継続して行います。	▶各乳幼児健康診査 ▶発達相談 ▶乳幼児健康相談 ▶乳幼児訪問 ▶子ども家庭センター合同会議 ▶関係部署との連携
キソヤピシタル	◇身近なところでの乳幼児の子育て世帯の相談を継続します。 ◇地域子育て支援拠点等との連携を継続します。	▶乳幼児健康相談 ▶地域母子保健講座(のびのび講座)